

平成28年2月19日

各 位

会社名 日本研紙株式会社
代表者名 代表取締役社長 宇田 吉孝
(コード番号 5398)
問合せ先責任者 取締役常務執行役員管理部長 吉村 勉
(TEL 06-6225-3361)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年2月19日開催の取締役会において、平成28年3月30日開催予定の第74回定時株主総会に、定款の一部変更案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にしその期待される役割を十分に発揮できるように、変更案第26条（取締役の責任限定）を新設し、現行定款第34条（社外監査役の責任限定）を変更するものであります。

なお、定款第26条変更案（取締役の責任限定）につきましては、各監査役の同意を得ております。また、上記の変更に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	
第26条～第33条 (条文省略)	第26条 (取締役の責任限定) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、会社法第423条第1項の任務を怠ったときの損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第34条 (社外監査役の責任限定) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、会社法第423条第1項の任務を怠ったときの損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u>	第27条～第34条 (現行通り)
第35条～第42条 (条文省略)	第35条 (監査役の責任限定) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の任務を怠ったときの損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。
	第36条～第43条 (現行通り)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成28年3月30日

定款変更の効力発生日 平成28年3月30日

以 上